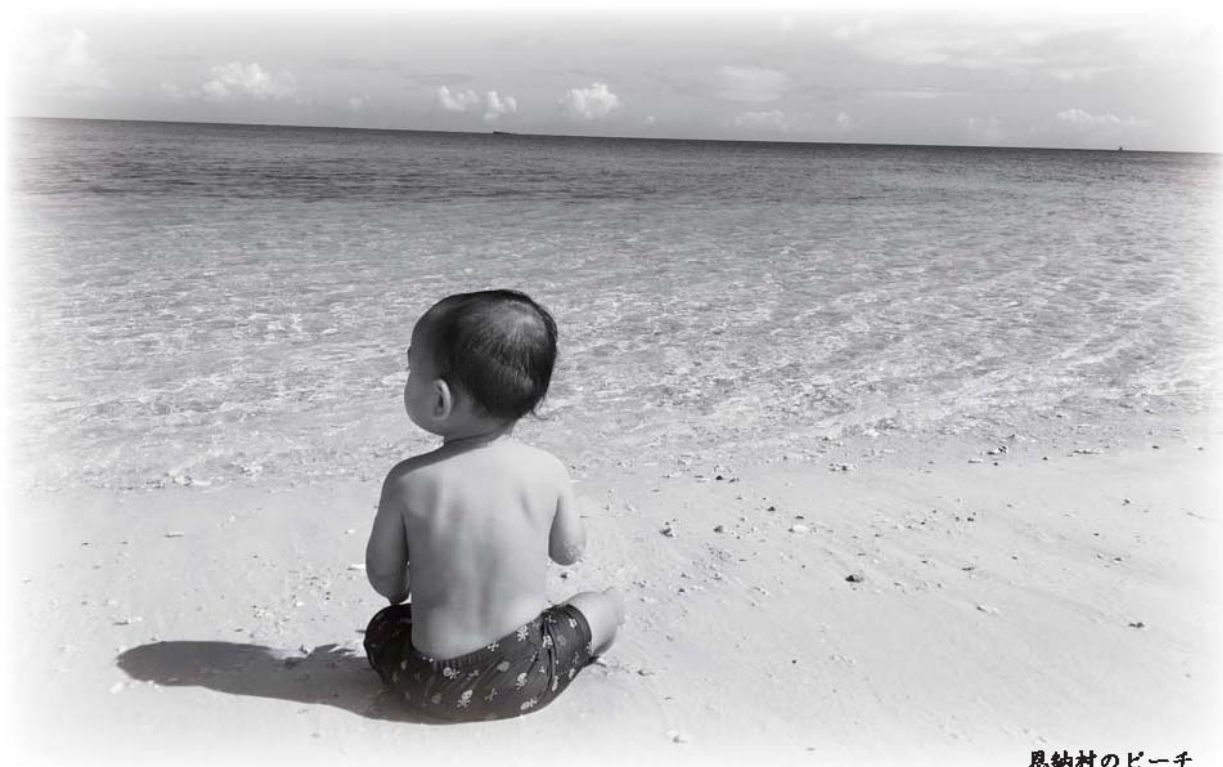


後期基本計画

[2] 保健・医療・福祉

～皆が安心して暮らせる健康の村～

1. 健康づくりの促進
2. 医療・保険制度の充実
3. 地域福祉の推進
4. 児童福祉・子育て世帯への支援
5. 高齢者福祉の推進
6. 障がい者福祉の推進



恩納村のビーチ

1. 健康づくりの促進

現状と課題

- 生活習慣病の予防や運動習慣の確立をはかるため、各種健康づくり事業の展開、健康づくりに関するキャンペーンやイベントの開催、健康福祉まつりでの意識啓発に努めてきました。しかし、若年層の健康に対する意識改革が大きな課題となっています。今後は、健康に関する様々な情報提供や不規則な生活習慣を改善するための対策を強化するとともに、地域ごとに年齢層別の各種健診受診率、健診結果の状況等の公表等、若年層に対する意識啓発をはかりながら各種健診の受診率等の向上に取り組む必要があります。
- 健康な村づくりを推進するため、総合保健福祉センターや各字公民館で様々な保健事業や健康づくり事業等を展開しています。今後も自治会等と連携をはかりながら、より多くの村民が健康づくりに参加できるよう取り組む必要があります。
- スポーツの振興と健康づくりの推進をはかるため、赤間総合運動公園およびその周辺地域へのウォーキングコース等の整備を行いました。今後は、これらの施設の活用を促進する必要があります。
- 保健推進員による村民に対する各種健診の受診勧奨、母子保健推進員による乳幼児健診のサポート等、子育て支援が行われています。今後は、さらに推進員が知識を高めていけるように、情報交換会や研修会等の充実が求められています。
- 各種健診会場では、食に関するパネル展示やパンフレット配布を行っています。
- 気軽に食育等に関して学び、日頃からの地域との関わりを通して食育の大切さについて普及を行う「食育ボランティア（仮称）」を試験的に展開しました。今後は、より多くの村民に食育ボランティア活動に対する理解と協力が得られるよう、その普及をはかる必要があります。
- 村立保育所と連携し、園児、保護者および保育所職員に対し、食育の重要性についてPRを行っています。今後も幅広い食育の取り組みが求められています。

基本方針

健康づくりにつながる各種事業やイベントの開催、運動や食生活に関する情報提供、健康づくり活動を担う人材育成を進め、村民の健康増進をはかります。

施策の展開

1) 年代にあった健康づくりの推進

○各種健康づくり事業を展開していく上で、各年代のニーズの把握を行うとともに各種健診受診率の向上をはかり、地域と連携をしながらより多くの村民が参加できる環境づくりに取り組めます。

2) 地域の健康づくりを進める環境の充実

○地域独自で行なっている健康づくり活動に対して、資料の提供や助言等を積極的に行うことで、地域主体の健康づくり活動への支援を行います。

○地域に根ざした健康づくりを促進するため、各公民館と連携をはかり、健康づくり教室をはじめとした各種事業に取り組めます。

3) 健康づくり活動を担う人材の育成

○保健推進員や母子保健推進員の主体的な活動を促進するため、各種研修会の充実をはかります。

○食育の大切さを学び、さらに生活の場において実践できる住民が増え、地域で食育の輪が広がるように、関係機関や地域住民と連携を強化し、食育ボランティア（仮称）の育成、調理実習や栄養講話の開催等により、食育の推進をはかります。

2. 医療・保険制度の充実

現状と課題

- 本村には内科系診療所が1箇所、歯科診療所が2箇所立地しています。内科系診療所については、慢性疾患を中心に地域の診療体制を確保するため、村による施設等の提供が行われています。しかし、救急医療、急性期医療および高度医療の受診体制については、本村のみでの確立は難しい状況にあります。そのため、村内の診療所が県立病院や近隣の総合病院と連携し、救急医療の確保や高度医療の受診等につなげています。
- 保険制度を取り巻く環境は、近年、極めて流動的であり、その運営については加速する高齢化に伴う医療費の増大および保険料収入の減少等、大変厳しい現状です。
- 保険財政の確保については、今後も安定的な運営をはかるため、引き続き収納率の向上や滞納整理の強化、医療費抑制につながる介護予防事業、健康づくり事業の充実に取組む必要があります。
- 国民健康保険制度のさらなる見直しや広域化等の動きもみられることから、国や県の動向に柔軟に対応しながら、国民健康保険制度の運営に努める必要があります。

基本方針

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう受診体制の向上をはかることで、健康の維持や疾病の予防・早期発見に取り組めます。さらに、圏内の医療機関との連携のもと、救急医療、急性期医療および高度医療の受診体制の確保を推進します。

また、国民健康保険財政の安定運営に努めるとともに、新たな保険制度への円滑な移行に向けて取り組めます。

施策の展開

1) 村民の健康を支える医療の推進

- 村内の診療所との連携のもと、引き続き、疾病の早期発見・早期治療を促すとともに、慢性疾患の医療サービスの提供を進めます。
- 引き続き、村内の診療所と県立病院・近隣の総合病院との連携・提携のもと、救急医療、急性期医療および高度医療の村民ニーズに対応します。また、迅速な緊急搬送に対応するための環境整備を行います。

2) 国民健康保険制度の実施

- 国民健康保険制度の周知をはかるとともに、保険料の徴収強化や医療費抑制につながる健康づくり事業等の充実に取組み、保険財政の安定運営に努めます。
- 平成30年度に実施が予定されている新たな国民健康保険制度への円滑な移行に向けた取組を行います。

3. 地域福祉の推進

現状と課題

- 地域で生活している高齢者や障がい者等、災害時等に支援が必要な村民については、災害時要援護者リストを作成しており、台風等の災害時における安否確認や避難所への避難支援を行なっています。今後は、災害時に支援が必要な村民が円滑に安全な場所に避難できるよう、個別支援計画の作成に取り組む必要があります。
- 低所得者世帯に対しては、各種支援制度の周知や相談対応を行い生活保護につなげるとともに、就業の斡旋等自立に向けた支援に取り組んできました。
- 国民年金については、村民に対し制度の周知をはかることで、未加入者への加入促進および低所得者対策として保険料の免除申請等を促進し、無年金者の防止に努めてきました。今後も関係機関と連携をはかりながら無年金者の防止に取り組む必要があります。

基本方針

災害時に支援が必要な村民が安全な場所に避難できるよう、災害時における要援護者の支援体制づくりを進めます。

また、安定した村民生活が営めるよう、国民年金制度の適正実施を進めるとともに、生活保護制度の適正運用をはかります。

施策の展開

- 1) 災害時要援護者の支援体制づくり
 - 高齢者や障がい者等で災害時に支援が必要な村民については、災害時要援護者リストの作成を行うとともに個別支援計画の策定を進めます。あわせて、地域での支援体制づくりに取り組みます。
- 2) 村民生活を支える福祉サービスの推進
 - 関係機関と連携をはかりながら生活困窮世帯に対する相談対応や生活保護制度の周知をはかり、生活困窮世帯の生活水準の安定化に取り組むとともに、保護世帯に対する就業斡旋等、自立に向けた支援に取り組みます。
- 3) 国民年金制度の周知
 - 村民に対し国民年金制度の周知をはかることで、未加入者への加入促進、低所得者への免除申請等、関係機関と連携をはかりながら無年金者の防止に取り組みます。

4. 児童福祉・子育て世帯への支援

現状と課題

- 公立保育所において、延長保育や産前産後保育、障がい児保育等を実施するとともに、山田保育所と恩納保育所においては、一時預かりに取り組む等保育サービスの充実に努めてきました。また、待機児童の解消に向け、平成 29 年 4 月までに 2 箇所認可保育園が開設となっています。今後は、保護者のニーズを考慮しながら保育サービスの充実に取り組む必要があります。
- 子育て支援センターでの子育て相談や各公民館等での出前講座の実施等、家庭保育を行っている保護者に対する支援に取り組んできました。今後も子育て支援センターを拠点にしながら、地域で子育てを行っている保護者への支援に努める必要があります。
- 子育て家庭世帯の経済的負担の軽減に努めるため、「児童手当」の受給促進や各種医療費助成に取り組んできました。平成 27 年度から対象が拡大されたこども医療費助成等の各種手当や支援制度の周知をはかるとともに、今後も引き続き未受給者の申請を促進する必要があります。
- ひとり親世帯に対しては、各種支援制度の周知や児童扶養手当の支給等に取り組むとともに、母子寡婦福祉会と連携をはかりながら母子家庭に対する自立支援に努めてきました。児童扶養手当については、新たに父子世帯も支給対象となったため、今後さらにひとり親世帯に対する各種支援制度の周知を充実させるとともに、母子寡婦福祉会の活動周知に努める必要があります。
- 近年、全国的に問題となっている児童虐待に対しては、「要保護児童対策地域協議会」を活用し保護が必要な児童に対する支援に努めてきました。今後も引き続き、各関係機関との連携を強化しながら、保護を必要とする子ども達の早期発見・早期対応に努めるとともに、虐待防止に関する意識啓発等に取り組む必要があります。

基本方針

新たな保育ニーズへの対応、子育て支援サービスの充実や各種助成制度等の実施等により、子どもを安心して産み育てられる環境づくりを進めます。また、ひとり親世帯や保護が必要な児童等への適切な支援を進め、全ての子どもが健やかに育つ環境づくりを進めます。

施策の展開

1) 子育て世帯に対する支援

- 引き続き、待機児童の解消に努めるとともに、保護者のニーズに配慮した保育サービスの充実に取組みます。
- 子育て相談や子育て教室の充実等子育て支援センターの活用充実をはかり、家庭保育を行っている保護者への支援に取組みます。
- 「児童手当」や「子ども医療費助成」等、子育て世帯に対する支援制度の周知をはかり、子育て世帯の経済的な負担軽減に努めます。

2) ひとり親世帯に対する支援

- ひとり親世帯に対する各種支援制度の周知をはかるとともに、児童扶養手当の受給を促進する等ひとり親世帯への経済的な負担軽減に努めます。
- 母子寡婦福祉会の活動周知に努めるとともに、母子寡婦福祉会と連携をはかりながら母子・父子世帯に対する自立等の支援に努めます。

3) 要保護児童に対する支援

- 児童虐待の早期発見・早期対応に努めるため、関係機関と連携をはかりながら「要保護児童対策地域協議会」の機能強化に努めるとともに、虐待を未然に防止するための意識啓発に取組みます。

5. 高齢者福祉の推進

現状と課題

- 高齢者が自立した在宅生活を送れるよう、外出支援サービスや住宅改修事業等、様々な福祉サービスの提供を行うとともに、高齢者の活動拠点となる公民館等において健康教室や健康相談等に取り組んできました。今後も高齢化の進展が予想されるなか高齢者が生き生きと地域で過ごせるよう、引き続き介護予防教室や寝たきり予防教室等で運動機能の向上や、必要な在宅介護サービスの提供に努める必要があります。
- 介護が必要になった高齢者については、沖縄県介護保険広域連合と連携をはかりながらサービスの提供を進めており、今後も介護保険サービスの円滑な提供に努める必要があります。
- 公民館で行われる健康教室等では、地域の支え合いによる活動を促進するため、地域住民の協力を得ながら活動を進めてきました。今後も地域と連携をはかりながら、村民の支え合いによる活動の促進をはかるとともに、活動をサポートする人材の確保・育成に取り組む必要があります。
- 地域包括支援センターでは、高齢者の実態把握調査等により見守りが必要な高齢者の把握に努めるとともに、関係機関と連携をはかりながら地域での見守り体制づくりに取り組んできました。今後も見守りが必要な高齢者の把握に努め必要な支援につなげるとともに、関係機関と連携をはかりながら地域での見守り体制づくりに取り組む必要があります。
- 保健や福祉、医療、介護等高齢者が抱える様々な相談への対応、虐待対策等高齢者の権利擁護に取り組んできました。今後も相談窓口の利用を促進し、高齢者が抱える様々な問題に対応するとともに、保護が必要な高齢者の適切な支援に取り組む必要があります。
- 地域で生活している寝たきり高齢者等については、要援護者リストを作成し地域による日常的な声かけを行っており、台風等の災害時には安全の確認および避難支援等を行っています。

基本方針

健康づくりや介護予防事業等の充実とあわせて、地域で見守る体制づくりに取り組み、高齢者が住み慣れた地域で安心して生きがいを持って自立した生活を送ることができる環境づくりを進めます。

施策の展開

1) 高齢者の自立を支えるサービスの推進

- 要介護状態への移行を防ぐため、健康相談や介護予防教室の充実に取り組みます。
- 介護が必要になった高齢者に対しては、沖縄県介護保険広域連合と連携をはかりながら介護保険サービスの円滑な提供に取り組みます。

2) 高齢者の安心を支えるサービスの推進

- 地域の高齢者の実態把握に努め、必要な支援につなげるとともに、地域包括支援センターを中心に地域団体や民生委員等と連携をはかりながら、一人暮らし高齢者や閉じこもりがちな高齢者の見守り体制づくりに取り組みます。
- 福祉や医療・介護等、様々なサービスに対する相談への対応を行うとともに、高齢者虐待の早期発見・早期対応をはかり、高齢者の権利擁護に努めます。

3) 生きがいづくりの支援

- 高齢者が生きがいをもって地域で暮らし続けることができるよう、高齢者の活動基盤である老人クラブの実態把握を行い、各老人クラブの実情に応じた支援を行うとともに、高齢者のニーズに対応した生涯学習の機会の提供に努めます。

4) 地域での支援体制づくりの促進

- 地域での支え合い活動を促進するとともに、活動を支える人材の確保・育成および見守り体制の構築に取り組みます。
- 地域の寝たきり高齢者等、災害時に支援が必要な村民が円滑に安全な場所へ避難できるよう、地域での支援体制づくりを進めます。

6. 障がい者福祉の推進

現状と課題

- 障がい者の社会参加や自立を促進するため、地域活動支援センターの開所や作業所の建設に取り組むとともに、自立支援協議会や相談支援事業の充実に取り組んできました。今後も、障がい者を取り巻く様々な地域課題や自殺予防対策、ひきこもり児者への対策・支援等の新たな課題にも対応できるよう、関係機関との連携を強化し相談支援体制の充実をはかるとともに、相談支援員の資質向上に努める必要があります。
- 退院可能な精神障がい者の地域移行を促進するため、グループホームやケアホーム等、障がい者の居住の場の設置を促進するとともに、関係機関と連携をはかりながら障がい者雇用に関する理解の普及や就労の場の開拓を進める必要があります。
- 障がい者に対する各種支援制度が円滑に利用されるよう、障害福祉制度のパンフレットを作成し個別配布を行ってきました。今後も引き続き、障がい者福祉サービスや地域生活支援事業および重度身体障害者医療費助成制度等の各種支援制度、福祉サービスの周知に努め、障がい者の生活支援や経済的な負担軽減をはかる必要があります。
- 平成 27 年度より、特別支援学校に通学している児童生徒の通学支援を行っています。
- 障がい者の社会参加や地域生活を促進するためにはまわりの人々の正しい理解が重要です。このため、「福祉のまちづくり講演会」等を開催し村民の意識啓発に取り組んできました。今後も様々な機会を通して、障がいや障がい者に対する理解と認識を深める必要があります。
- 災害時に支援が必要な障がい者の要援護者リストを作成しており、台風等の災害時には安全の確認および避難支援等を行なっています。

基本方針

様々な悩みを抱えている方々が気軽に相談できる窓口の充実をはかるとともに、障がい者が地域で自分らしく自立した生活が営むことができる環境づくりを進めます。

施策の展開

1) 相談対応の充実

○障がい者とその家族が気軽に相談でき必要な情報が得られるよう相談支援体制の充実をはかるとともに、自殺予防対策やひきこもり児者への対応等、新たな課題への対策を進めます。

2) 自立生活・社会参加の推進

- 関係機関と連携をはかりながら、障がい者の地域移行や社会参加を促進するとともに、自立に向けた居住の場の設置促進、障がい者雇用に対する理解促進に取り組めます。
- 各種支援制度の円滑な利用に向け、障がい者に対する支援制度や福祉サービスに関する周知をはかり障がい者の生活支援に取り組めます。
- 就労に結び付く技術取得に関する支援や民間事業所に対する障がい者雇用の働きかけを行うことで、就労の機会の創出をはかります。
- 障がい者に対する理解を深めるために、イベントや地域学習会等を開催します。
- 障がい者等、災害時に支援が必要な村民が円滑に安全な場所へ避難できるよう、地域での支援体制づくりを進めます。